

【磯村委員提出資料】

年金事業管理部会 事務局 御中

委員 磯村元史

概数・状況などが未確認の年金記録群への対応について

〔今後の年金記録問題の解決に向けた取り組み〕への提言〕

当部会配布資料の45頁に記載のある「I 第2期中期計画及び平成26年度計画への補足事項」について、その趣旨は了とするものの、前提となるデータ等の開示が不足していると思われるので、以下、提言する。

同資料には、『…不可抗力による場合を除き、年金を正しく受け取っていただくという本来の安心感を確保できる体制を構築する…』ため、各種の「検討（対応）項目」の実施をおこなう旨の記載がある。しかし、これら検討項目の実施によって確実な成果を得ていくためには、なにより、その対象となる「残された未確認記録群」の詳細を事前に明示しておく必要がある。つまり、これらの「検索可能性や把握概数などが未確認のまま残された年金記録群」について、把握できる限りのデータ等を開示し、根拠ある蓋然性に基づく具体的な対応策を明らかにすることである。

恐らくは、今回の「第2期中期計画」において実施される、これら残された記録群への対応が、日本年金機構における年金記録問題の作業としての、最後にして最大の難関であろう。従って、これらへの対応結果の開示により、結果的に「年金記録問題の解明作業としての終焉」を予感できるよう、期待したい。

1. 未確認の記録群の例示

- A) 厚生年金・船員保険の旧台帳記録における、判読不能とされる記録群。
- B) オンライン記録（基礎年金番号）に結びつかない、紙台帳画像記録の1.2億件の記録群。
（注）この部分については、今般の配布資料において、それなりの言及が見られる。
- C) 事故台帳のうちの事故記録群。
- D) マイクロフィルムのままの記録群。
- E) その他の、紙台帳検索システムに収録されていない記録群。

2. 上記の記録群への対応策の例示

- A) 概数・所在・管理状況などの把握、及び他の記録群との重複の状況の推定。
- B) 然るべきサンプル調査などによる、基礎年金番号への「ひも付き」の可能性の推測。
あるいは、これまでに基礎年金番号に「ひも付いた」件数実績などの記録群別の開示。
- C) 一定条件下での「推定回復」の対象となり得るかの検証。
- D) 仮に、これらの対応を放置したとした場合の、影響度の推測。

なお本件に関しては、第3回の当部会（26年7月22日）の配布資料により、次記＜参考1＞の依頼を行ったところ、第4回の当部会（26年8月20日）の配布資料（参考資料1）において、次記＜参考2＞の説明があった。

しかし、それぞれの説明根拠には、理解するに十分なデータや事実の裏付けは、見受けられない。

<参考1> 実績報告の評価審議に関する 補足説明資料の提示のお願い

(中間は省略)

09) また、上記の未統合記録との重複関係は不詳だが、オンライン上や紙台帳検索システム上にあっても**判読不能の記録**や、それらに収録されていない**消失記録**が、なお多数存在することが懸念されている。

この点についての「平成26年1月 年金記録問題に関する特別委員会報告書(以下、<記録問題報告書>と表記)」から、同委員会委員側の懸念と事務局側の見解を抜粋して併記すれば、次表のとおり。

	委員側の懸念	事務局側の見解
A) 厚生年金・船員保険の旧台帳記録における判読不能の比率	サンプル調査の結果の単純推計では、厚生年金で <u>12.7%</u> の181.6万件、船員保険では1.2万件。	厚生年金の <u>12.7%</u> は、氏名3.6%、生年月日2.1%、性別7.0%の合計で、各項目の重複もあるから、単純推計は不適當。
B) オンライン記録(基礎番)に結びつかない紙台帳画像記録の1.2億件	1,500件のサンプル調査では、不備記録が10件で約0.7%、1.2億件では約84万件が、基本情報不足で突合せが不可能となる。	サンプル調査は、3.7億件の1次紐付けでの調査であり、この結果を1.2億件の判読不能比率とすることは、妥当ではない。
C) 事故台帳のうちの事故記録	オンラインに収録できなかった事故台帳が、約1,289万件か。	その後のデータ補正や再統合により、補正は終了と推測。
D) マイクロフィルムそのままの記録	喪失台帳・別人台帳・戦災台帳の一部に、オンラインに収録されていない記録があるのではないか。	マイクロカセットの抽出は可能だから、検索実務に支障はない。なお、このような台帳記録の内容は未把握。
E) その他の紙台帳検索システムに収録されていない記録	①戦災・災害などでの消失記録 ②オンライン化前に破棄された記録 ③保険料の詐取などで、紙台帳などが作成されていない場合	②については、年金事務所保管資料などでの確認が可能。

①これらについては、原簿管理の面からも、早晚、その事実関係の明確化を迫られることになるだろうが、この<記録問題報告書>での懸念指摘後は、どのような対応をしているのか? (以下は省略)

<参考2> 上記<参考1>に対する説明

(中間は省略)

4. 判読不明記録等への対応

○ 判読不能となっている旧台帳や、基本情報(手帳記号番号や氏名等)の一部が不備のため基礎年金番号と紐つけることができなかった台帳等についても、すべて紙台帳検索システムに収録しており、判読可能な部分や収録可能な基本情報はできる限り収録していることから、これらをキーとして検索は可能となっている。

また、マイクロカセット収録済みの旧台帳については、オンラインでの検索は可能であるほか年金事務所が保管する被保険者名簿等でも同様の記録確認が可能となっている。

なお、これらの記録についての検索に際しては、該当する件数が多数検出されるなど、記録の確認に時間を要するものもあるなど、なお改善すべき点があると考えられることから、引き続きその対応方法等について検討していきたい。(以下は省略) <以上>